

京都府住宅審議会府営住宅管理部会運営要綱（案）

（設置）

第1条 京都府府営住宅条例(昭和42年京都府条例第10号)第2条に規定する府営住宅、特別賃貸府営住宅及び特定公共賃貸府営住宅（以下「府営住宅等」という。）の整備及び管理に関する事項について調査審議させるため、京都府住宅審議会規則（平成26年京都府規則第38号）第7条第1項の規定により、京都府住宅審議会に府営住宅管理部会（以下「部会」という。）をおく。

（調査審議事項）

第2条 部会の調査審議事項は次に掲げるものとする。

- (1) 府営住宅等に係る入居、家賃、保管義務その他管理運営に関すること。
- (2) 府営住宅等の建替に関すること。
- (3) 府営住宅等の維持、修繕その他施設管理に関すること。

（会議の招集）

第3条 部会長は、部会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を部会に属する委員及び臨時委員（以下「部会委員」という。）に通知するものとする。

（欠席の届出）

第4条 部会委員は、部会に出席できないときは、あらかじめその旨を届け出るものとする。

（欠席委員からの意見書の提出）

第5条 会議を欠席する部会委員が議案に関する意見を表明しようとする場合は、あらかじめ部会長あて書面（以下「意見書」という。）により提出することができる。

2 前項により提出された意見書は、部会長が指名する者が会議において報告する。

（審議結果の報告）

第6条 部会における審議の結果は、部会長が審議会に報告するものとする。

（準用）

第7条 京都府住宅審議会運営要綱第4条及び第7条から第9条までの規定は、部会の運営について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

（庶務）

第8条 部会の庶務は、建設交通部住宅政策課又は住宅整備課において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月21日から施行する。